

(保305)

令和3年1月7日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

自家診療における新型コロナウイルス感染症の診療の給付について

自家診療の取扱いについて、国民健康保険組合の一部におきまして制限を設けている組合があります。新型コロナウイルス感染症については、その疾患の特殊性に鑑み、医療機関の職員等が自院で診療しても給付されない場合があることは不合理である旨のご指摘をいただいております。

今般、令和3年1月6日付けで厚生労働省保険局国保課から、一部の国保組合において、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症疑いの場合には給付する例外規定が設けられている参考事例を示す事務連絡が発出されましたことをご知らせいたします。

給付の可否についてはあくまでも保険者の判断ではありますが、この事務連絡により、国保組合において給付を促すものであります。

(添付文書)

1. 国民健康保険組合の規約における自家診療に係る保険請求の制限の例外規定について (令和3年1月6日 厚生労働省保険局国保課 事務連絡)

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 6 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険組合の規約における自家診療に係る保険請求の制限の例外規定について

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一部の国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）では、規約において、自家診療（医師が自院の従業員や家族に対して診療を行うこと）の取扱いに制限を設けていますが、今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、自家診療に係る保険請求の制限の例外を設ける場合の規約参考例をご連絡いたしますので、参考としていただきますよう、管内国保組合への周知のほどよろしくお取り計らい願います。

記

（規約参考例）

第〇条 組合は、一種組合員が開設又は管理する医療機関で行う当該一種組合員に雇用されている二種組合員並びに当該組合員の世帯に属する被保険者の診療については給付を行わない。

附 則

- 次に掲げる疾病の診療については令和〇年〇月〇日から当分の間第〇条の規定から除外する。ただし、当該疾病と同時に他の傷病について請求があった場合はこの限りでない。
 - 新型コロナウイルス感染症
 - 新型コロナウイルス感染症疑い

以上